

議案第34号

北九州市介護保険条例の一部改正について

1 改正理由

- (1) 介護保険法（以下「法」という。）第129条に基づき、北九州市介護保険条例第10条に定める保険料率を改定するもの。
- (2) 法第115条の22第1項の規定により、介護予防支援事業を行う事業所の指定は地域包括支援センターの設置者の申請によるとされているが、新たに指定居宅介護支援事業者も申請できることとなったため、当該手数料を制定するもの。

2 改正内容

- (1) 保険料額の改定（第10条関係）

法第129条（市町村は、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収しなければならない）に基づき、条例第10条に定める保険料について、令和6年度から8年度までの額を定める。

第9期の保険料は、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとして、課税層の保険料段階に2段階増設して「15段階」に設定、高所得者の保険料乗率の引き上げ、低所得者の保険料乗率の引き下げを行う。

- 〔・保険料の額は、介護保険事業計画の期間に合わせて3年ごとに見直しを行っている。
・各段階の保険料額については別紙参照〕

- (2) 指定介護予防支援事業者の指定に係る審査手数料の新設（別表（第22条の2関係））

- (3) その他の改正

- ・介護保険料に係る所得指標の改正

3 施行期日

令和6年4月1日

本市における第9期介護保険料について

1 第9期介護保険事業計画における事業費の見込み

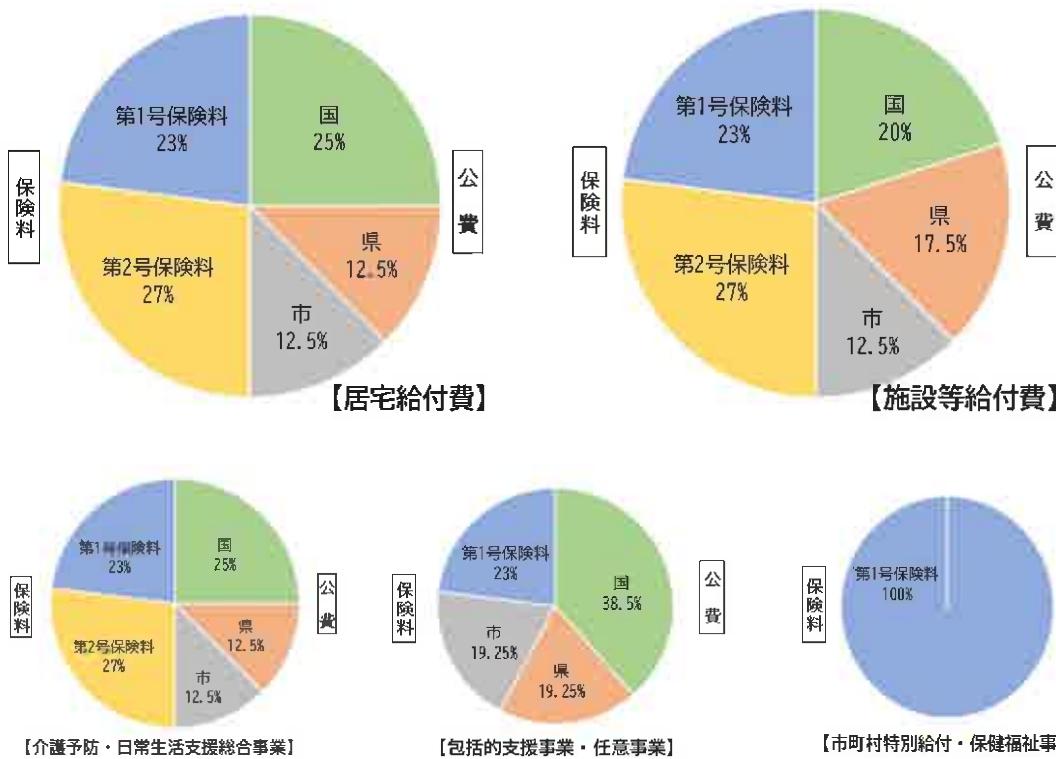
介護サービスの利用見込み等を基に第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）における事業費を算定した結果、「介護給付費」が約3,051億円、「地域支援事業費」が約152億円、合計で約3,203億円と見込んでいます。

費用区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
介護給付費	1,007億円	1,017億円	1,027億円	3,051億円
地域支援事業費	48億円	52億円	52億円	152億円
介護予防・日常生活支援総合事業	31億円	34億円	34億円	99億円
包括的支援事業・任意事業	17億円	18億円	18億円	53億円
合 計	1,055億円	1,069億円	1,079億円	3,203億円

2 介護給付費等の負担割合

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者が1割（一定以上の所得がある人は2割又は3割）を負担し、残りは介護保険から給付され、その財源を保険料と公費（税金）で賄っています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。このうち、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、第2号被保険者との全国の人口比により、第8期に引き続き23%となります。



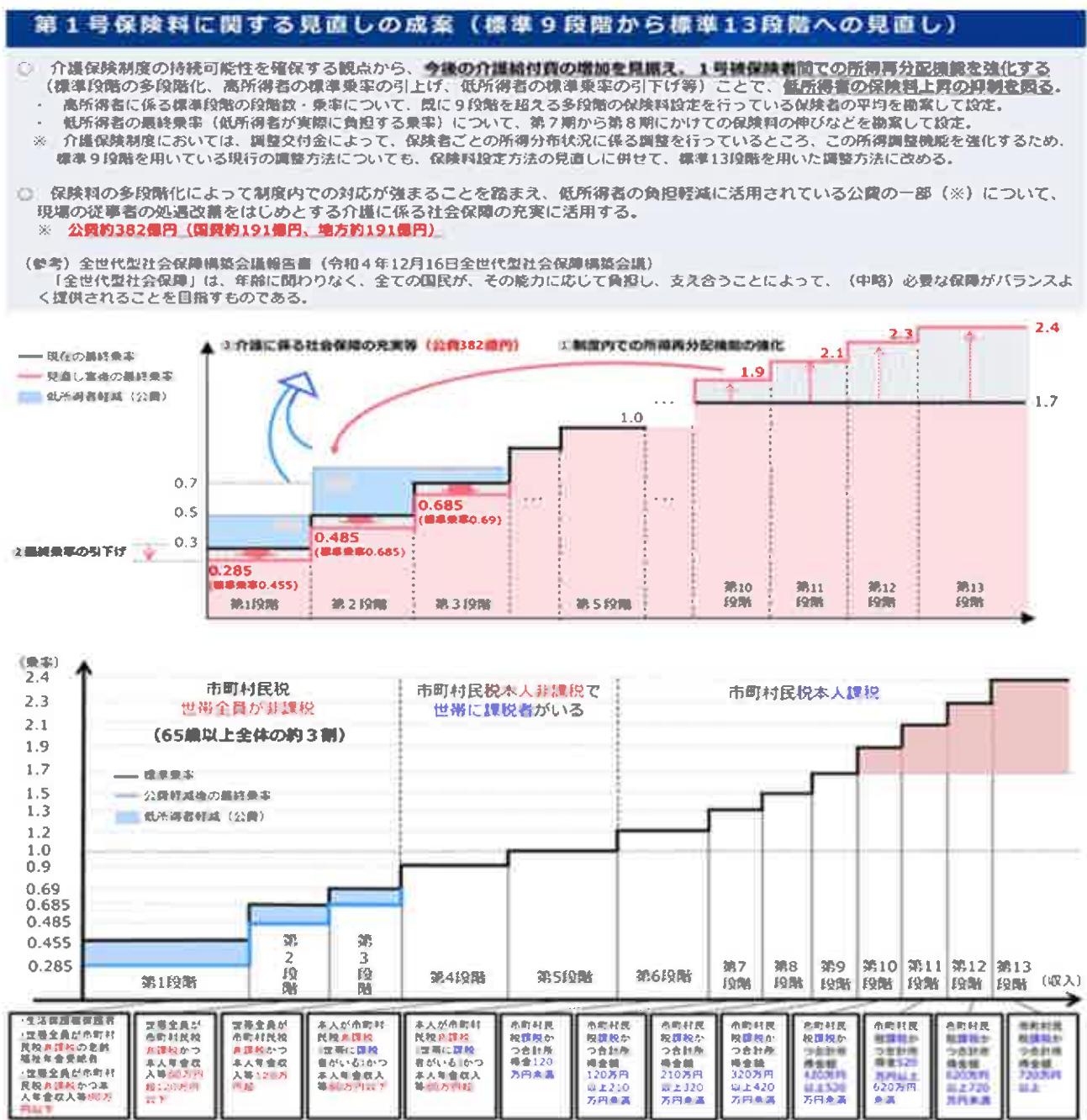
3 第9期介護保険料の考え方について

介護保険料は、介護保険事業計画で定めるサービス費用の見込み額等に基づき、3年間を通じて、財政の均衡を保つよう設定されます。(3年間を通じて同一の保険料額) 第9期(令和6(2024)~8(2026)年度)における北九州市介護保険料の考え方は、次のとおりです。

(1) 国における保険料の標準段階の多段階化

国は介護保険制度の持続可能性確保の観点から、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとして、令和5年12月22日の社会保障審議会介護保険部会に、新たな介護保険料の段階設定と乗率設定を示しました。

(下図出典：令和5年12月22日 第110回社会保障審議会介護保険部会資料（一部改変）)



(2) 北九州市における介護保険料段階と乗率の設定

北九州市では、きめ細やかに介護保険料を設定するため、第8期までに、国が示す旧標準段階の第6段階・第7段階・9段階を細分化し、本市独自の段階・乗率設定を行ってきました。

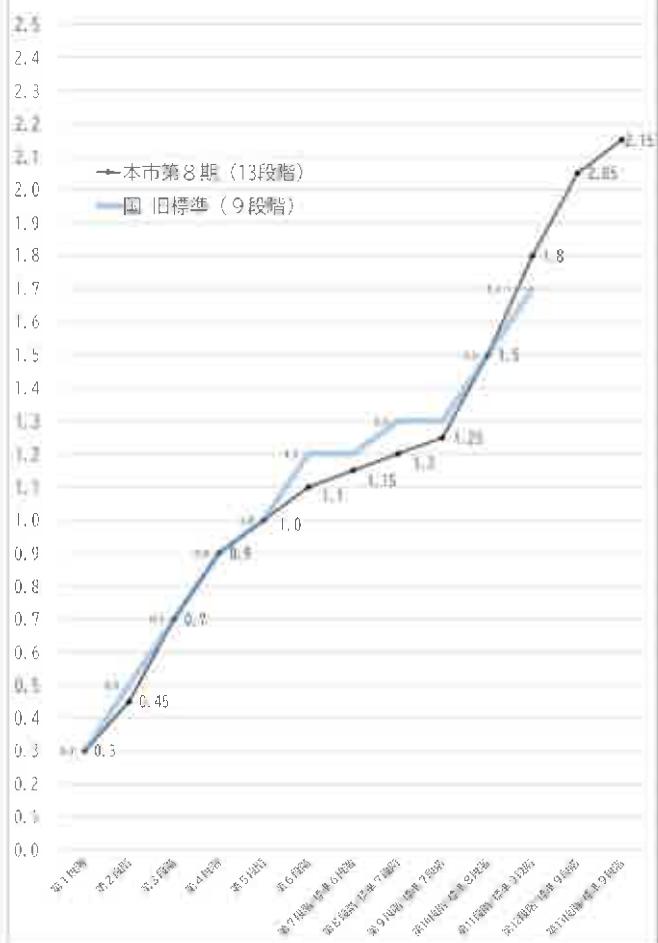
本市が第8期までに行った、きめ細やかな保険料段階・乗率設定を尊重しつつ、国の検討結果を踏まえ、第9期の介護保険料は段階設定を15段階とし、最高乗率を2.4とします。

新第11段階から新第15段階までの基準所得金額（境界所得）及び乗率は、今後の介護給付費の増加を見据え、保険料の上昇が見込まれる際の、給付と負担の議論に資するよう、国的新標準段階・乗率に合わせます。

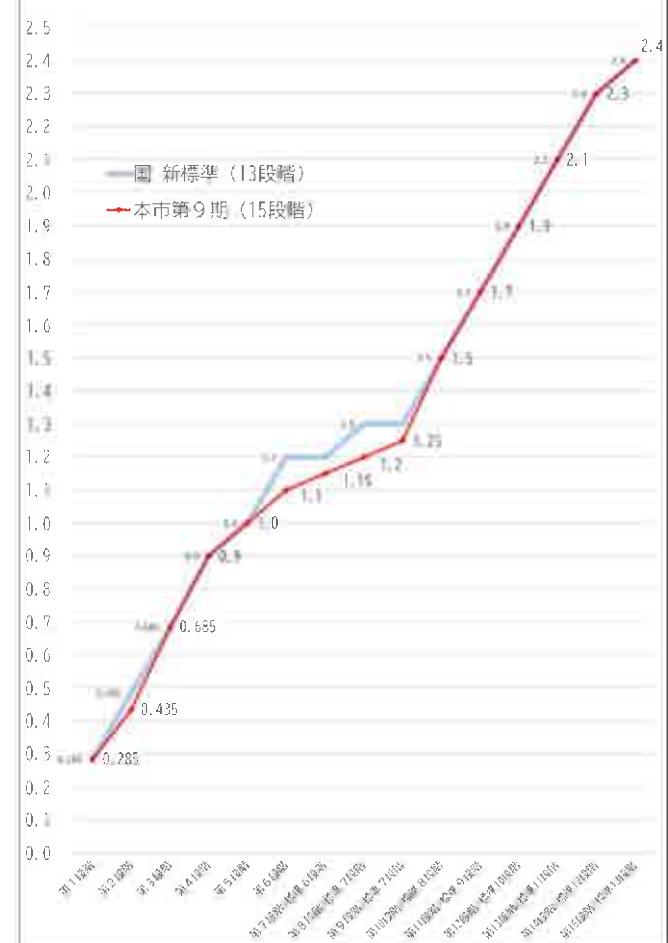
【(参考)これまでの見直し】

第3期（平成18～20年度）、第4期（平成21～23年度）、第5期（平成24～26年度）、第6期（平成27～29年度）、第8期（令和3～5年度）

第8期における保険料段階・乗率（公費軽減後）



第9期における保険料段階・乗率（公費軽減後）



(3) 介護保険料算定における介護給付準備基金（保険料剩余分）の活用

介護保険料の剩余分は、介護給付準備基金に積み立てることとされており、活用にあたっては、国が基本的な考え方を示しています。

北九州市でも第8期における保険料剩余分を介護給付準備基金に積み立てており、第9期においても介護保険財政の運営上必要な金額を勘案しながら、介護保険料の上昇抑制に資するよう充当します。

【国が示す基本的な考え方】

- (ア) 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てることが1つの考え方であること
- (イ) 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討すること

《第9期における「介護給付準備基金」の活用について》

活用額：約67億円 ⇒ 保険料（基準額）の引下げ効果：約720円

(参考) 第8期計画における活用額：約35億円 ⇒ 引下げ効果：約360円

(4) 公費による低所得者の保険料軽減

介護保険制度の持続可能性を高める観点から、平成27（2015）年4月、令和元（2019）年10月と2段階で導入された、公費投入による低所得者の保険料負担軽減（保険給付費に係る5割の公費負担（国・県・市）とは別枠で、国1/2、県1/4、市1/4で公費負担するもの）の仕組みを引き続き活用し、第1～3段階の保険料率の引き下げを行います。

国が定める第9期の公費軽減割合は下記のとおりです。

【公費軽減割合】

	第1段階	第2段階	第3段階
第8期	0.2	0.25	0.05
第9期	0.17	0.2	0.005

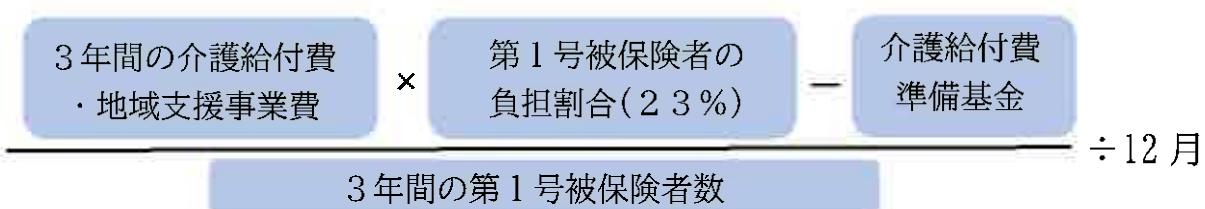
(5) 介護報酬の改定について

令和5年12月22日に厚生労働省から令和6年度介護報酬改定率が「+1.59%」と示されたことに伴い、報酬改定を踏まえた介護給付費を見込むことが可能となったため、この影響を踏まえて保険料を算定します。

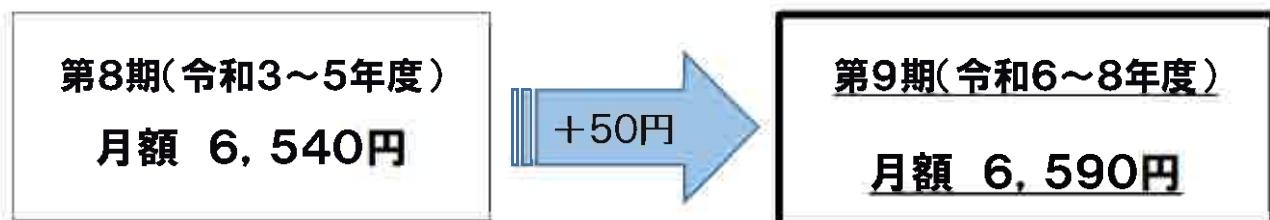
4 第9期介護保険料の算定について

(1) 第1号被保険者の保険料（基準額）の算定

【第1号被保険者保険料（基準額：月額）の算定方法】



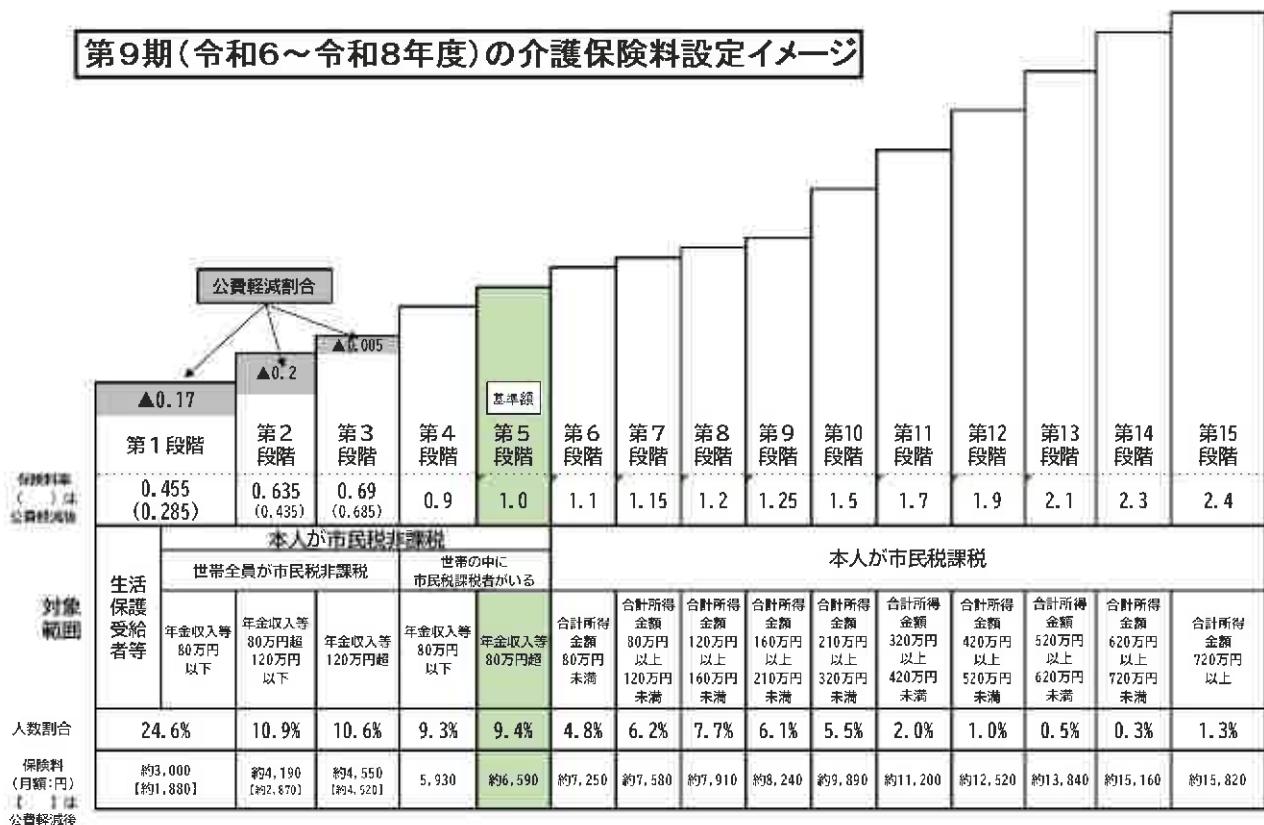
(2) 第1号被保険者の第9期介護保険料額（基準月額）の案



※上記月額は、介護給付準備基金活用後の金額。

※【参考】第6期：5,700円 ⇒ 第7期：6,090円 (+390円) ⇒ 第8期：6,540円 (+450円)

(3) 保険料段階の設定



【 第1号被保険者の第9期（令和6～8年度）介護保険料】

段階	対象範囲			保険料算定方法 (保険料率×基準額)	保険料額 (月額)
第1段階	生活保護受給者等、中国残留邦人等支援給付受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人		-		基準額×0.285 約1,880円
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が市民税非課税	80万円以下		
			80万円超 120万円以下	基準額×0.435	約2,870円
第3段階	本人が市民税非課税	世帯の中に市民税課税の人がいる	120万円超	基準額×0.685	約4,520円
第4段階			80万円以下	基準額×0.9	5,930円
第5段階	本人が市民税課税	本人の前年の「合計所得金額(ウ)」が右記に該当する	80万円超	基準額	約6,590円
第6段階			80万円未満	基準額×1.1	約7,250円
第7段階			80万円以上 120万円未満	基準額×1.15	約7,580円
第8段階			120万円以上 160万円未満	基準額×1.2	約7,910円
第9段階			160万円以上 210万円未満	基準額×1.25	約8,240円
第10段階			210万円以上 320万円未満	基準額×1.5	約9,890円
第11段階			320万円以上 420万円未満	基準額×1.7	約11,200円
第12段階			420万円以上 520万円未満	基準額×1.9	約12,520円
第13段階			520万円以上 620万円未満	基準額×2.1	約13,840円
第14段階			620万円以上 720万円未満	基準額×2.3	約15,160円
第15段階			720万円以上	基準額×2.4	約15,820円

(ア)「課税年金収入額」とは、国民年金や厚生年金など市民税の課税対象となる年金収入額の合計です。遺族年金・障害年金などの非課税年金は含みません。

(イ)「その他合計所得金額」とは、「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、「その他合計所得金額」がマイナスの場合、0円として計算します。

(ウ)「合計所得金額」とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除等を行う前の金額）から土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、「合計所得金額」がマイナスの場合は、0円として計算します。

議案第35号

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の 一部改正について

1 改正理由

障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止し、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すために、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下、法という。）」が令和3年5月28日に一部改正され、施行日が令和6年4月1日と定められた。

北九州市においては、障害者団体との意見交換結果等を踏まえ、法及び法の基本的な考え方を示す基本方針の改正内容、並びに、関連する法律として「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号。以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。）」の内容から反映すべき事項について、障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の関係規定の改正を行うもの。

2 改正内容

（1）基本理念の改正（第3条関係）

基本理念に次のとおり加える。

ア 全て障害のある人が、その日常生活又は社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しくその必要とする情報を十分に取得し及び利用し並びに円滑に意思疎通を図ることができるようすること。

イ 全て障害のある人が取得する情報について、可能な限り、障害のない人が取得する情報と同一の内容の情報を障害のない人と同一の時点において取得することができるようすること。

ウ 障害があることに加え、性的マイノリティである者は、複合的な差別を受けやすく、状況等に応じた適切な配慮を要すること。

（2）市及び事業者が行う合理的配慮及び環境の整備に係る改正（第8条関係）

事業者は、事業を行うに当たり、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮をしなければならないこととする。

また、市及び事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、環境の整備を行うよう努めなければならないこととする。

（3）専門相談員の育成に係る改正（第10条関係）

市は、専門相談員の育成を図ることとする。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第36号

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する

条例の一部改正について

1 改正理由

児童福祉法改正及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市障害児通所支援の事業及び障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第5条、第7条、第8条中、「指定障害児通所支援事業者等」とある部分を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条第3項中、「。同項において「障害者総合支援法」という。とある部分を削り、「障害福祉サービス」の次に「(第11条第1項及び第3項において「障害福祉サービス」という。)」を加える。

第11条第1項中、「計画」とある部分の次に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画」を加え、同条第3項中「障害者総合支援法第5条第1項に規定する」とある部分を削る。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第37号

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の

一部改正について

1 改正理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

北九州市障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第11条及び第27条に、第4項「指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。」、第5項「指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。」を加える。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第38号

北九州市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による 任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について

1 改正理由

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）」の一部が改正（令和4年12月16日公布、令和6年4月1日施行）され、条例において引用する同法の条項ずれ（第2項に規定していた医療保護入院者の定期病状報告が不要となったため第2項を削除）が生じるため、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

第1条及び第2条第1項中に引用している、法第38条の2第3項を、法第38条の2第2項に改める（第8条関係）。

3 施行期日

令和6年4月1日

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 改正理由

(1) 退職者医療制度廃止に伴う退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除（第10条の3関係）

退職者医療制度は、医療費の高い高齢退職者に係る保険者間の財政調整の仕組みとして昭和59年に創設され、平成20年度に前期高齢者医療制度が創設されたことに伴い廃止されたが、「団塊の世代」退職者の急増による国民健康保険財政への影響を勘案し、平成26年度までに新たに適用された者が65歳に達するまでの間、経過措置が設けられていた。

しかし、対象者の激減に伴い保険者間の財政調整効果がほぼ無くなっている一方、保険者等の事務コストが継続しているため、業務のスリム化、事務コストの削減が課題となっていた。

今般、前倒しして制度を廃止（令和6年4月施行）することとなり、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第8号）及び全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和6年厚生労働省令第4号）が令和6年1月17日に公布されたため、これに伴い条例の改正を行い、退職被保険者及び一般被保険者を被保険者に改めるとともに、退職被保険者の経過措置に係る条文を削るもの。

(2) 国民健康保険料の後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げ（第14条の9関係）

国民健康保険料の賦課限度額については、国において、被用者保険とのバランスを考慮し、限度額を超える世帯の割合を被用者保険と同等の1.5%に近づけるよう国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）の改正により限度額の引き上げを行ってきている。

今般、令和6年度においても国民健康保険料の賦課限度額の引き上げが講じられ、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号。以下「改正政令」という。）が令和6年1月26日に公布された。

本市においても、保険料負担の公平性の確保及び中低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

(3) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

低所得者の負担を軽減する措置についても、経済動向等を踏まえ政令の改正により軽減対象世帯の拡充を行ってきている。

今般、令和6年度においても国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充が講じられ、改正政令が令和6年1月26日に公布された。

本市においても、低所得者層の保険料負担の軽減についての措置として、改正政令のとおり条例の関係規定を改正するもの。

2 改正内容

- (1) 退職者医療制度廃止に伴う退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除
 ア 退職被保険者等に係る文言削除（第10条の3、第11条、第13条、第14条、
 第17条、第18条、第20条関係）
 イ 退職被保険者に係る条文削除（第12条、第14条の5から第14条の8関係）
- (2) 国民健康保険料の後期高齢者支援金分の賦課限度額の引き上げ（第14条の9
 関係）

医療分 (第13条)	65万円 → 65万円（据え置き）
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	22万円 → 24万円（+2万円）
介護分 (第14条の14)	17万円 → 17万円（据え置き）
合計 (医療+後期+介護)	104万円 → 106万円（+2万円）

- (3) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

現行の軽減制度のうち、5割軽減の前年所得基準を「43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（29万円×加入者数）以下」から「43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（29万5千円×加入者数）以下」とし、2割軽減の前年所得基準を「43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（53万5千円×加入者数）以下」から「43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（54万5千円×加入者数）以下」とする。

条例	軽減 割合	現行	改正後
		軽減の基準（前年中所得）	軽減の基準（前年中所得）
第20条 第1項	5割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>29万円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>29万5千円</u> ×加入者数）以下
第20条 第2項	2割	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>53万5千円</u> ×加入者数）以下	世帯主及び世帯に属する被保険者の所得の合計が、43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円+（ <u>54万5千円</u> ×加入者数）以下

3 施行期日

- (1) 退職者医療制度廃止に伴う退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除（第10条の3関係）

- (2) 国民健康保険料の後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げ（第14条の9関係）
- (3) 国民健康保険料の軽減対象世帯の拡充（第20条関係）
令和6年4月1日

4 経過措置

- (1) 退職者医療制度廃止に伴う退職被保険者等の経過措置等に係る規定を削除（第10条の3関係）
- (2) 国民健康保険料の後期高齢者支援金分の賦課限度額の引上げ（第14条の9関係）
- (3) 軽減対象世帯の拡充（第20条関係）

改正後の北九州市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

5 議案提出議会

令和6年2月議会

議案第49号

地方独立行政法人北九州市立病院機構に係る中期計画の認可について

1 議案提出の理由

地方独立行政法人法第26条第1項において、地方独立行政法人は、設立団体（北九州市）が定める中期目標に基づき、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

このたび、令和5年12月議会での議決を経て市が策定した「第2期中期目標」に基づき、法人において「第2期中期計画」が作成された。

市長の認可にあたっては、地方独立行政法人法第83条3項により、議会の議決を経る必要があることから議案として提出するもの。

2 第2期中期計画の内容

地方独立行政法人の特長である迅速性、柔軟性及び効率性を最大限に發揮し、中期目標の実現に向けて法人職員一丸となって取り組むため、地方独立行政法人法に基づき、中期計画を定める。

【項目】

第1 中期計画の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

政策医療の着実な実施、各病院の特色をいかした医療の充実、医療の質の確保（医師の働き方改革への対応）、市民・地域医療機関からの信頼の確保、新興感染症の感染拡大時への備え

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

収入増加・確保対策、経費節減・抑制対策、自立的な業務運営体制の構築、職場環境の充実

第4 財務内容の改善に関する事項

財務基盤の安定化、運営費負担金のあり方

第5 その他業務運営に関する重要事項

看護専門学校の運営、施設・設備の老朽化対策、デジタル化への対応、市政への協力

3 施行期日

令和6年4月1日